

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会

多世代共生型施設（仮称：桑名福祉ヴィレッジ）建設

基本設計



社会福祉法人桑名市社会福祉協議会

大和リース株式会社

# 意匠計画

## 1-01 コンセプト

### つながり ～あらゆる人が交わり、参画する拠点～

- 単なるサービス拠点でなく、誰もが支え、支えられる新たなコミュニティを構築する拠点として誰にでも使いやすく、開放感を感じる設計とします。
- サービス利用者としての高齢者、障がい者、子どもではなく、誰もがその地域の構成員として拠点運営に参画し、近隣住民や公園、店舗利用者と交わることができる設計とします。
- 誰もが自らの役割を見つけ、活動できる場（ボランティア、就労等）として、身近に集うことができるよう、多目的に利用できるスペースを拠点内に配置します。

### ぬくもり ～あらゆる困りごとを受けとめる拠点～

- あらゆる人の交わりや参画を通じ、いつでも、誰でも、どのような困りごとでも持ち込める場として、安心感を感じる設計とします。
- いつでも、どのような相談にも応じることができるよう、共用で利用できる相談室や会議室を拠点内に配置します。
- 拠点のなかで全て解決するのではなく、結節点として、必要に応じて他の専門機関やサービス等（法人内の他サービス含む）につなげます。

### にぎわい ～あらゆる自己実現が叶う拠点～

- 誰もの「やりたいこと」を応援する場として、同一敷地内に設置する店舗を活用し、ハンディキャップのある方々が携わっている商品の販促や、多様な人が同じ時間にひとつの場所に集まるマルシェを敷地内で開催します。
- 拠点最寄りのバス停から名古屋駅、桑名駅まで直結し、桑名ICにも近い交通利便性を生かし、店舗及び隣接する地域交流棟を中心に拠点全体で、桑名市の魅力やまちづくり活動の特色を紹介します。
- 同一敷地内にある公園、地域交流棟、店舗は、市民の自由な活動や交流、地域の産品を活用した魅力的な商品やサービスを提供する場として活用し、拠点のみならず、周辺、市内含めた賑わいを創出します。



森と住宅街に馴染む、落ち着いた色合いの分棟の建物を庇がつなぎます。建物正面には、桑名市無形文化財の「桑名の千羽鶴」をモチーフにしたパネルを設置し、『桑名らしさ』と『つながり』を表現します。

### 周辺環境との調和が取れた使いやすい拠点

- 周辺の自然や低層住宅に対して、圧迫感の無い景観をつくるため、建物を低層とした上、目的別に2つのエリアに分散することで、利用時に分かりやすい配置とします。
- 各エリアに共用事務室を配置し、受付窓口を集約することで、来訪者の動線を短縮します。
- 同一敷地内に設置する「（仮称）つどいのエリア」含め、各エリアの正面に共用駐車場を配置することにより、アプローチの起点をつくります。

### 災害時の安心安全を守る拠点

- 災害時、避難誘導が迅速かつ安全にできる計画とします。
- 非常用自家発電設備を設置することで、すまいのエリアの共用事務室を災害対策室として利用できます。
- 緊急時は、近隣にお住まいの方など誰もが一時的に避難できるようにします。
- 感染症予防に資する換気や臭気対策を徹底した計画とします。

### 環境にやさしい拠点

- 地球温暖化防止に資する省エネ設備機器を導入します。
- 同一敷地内にある公園の樹木蒸散作用・緑陰効果により夏季の空調負荷を軽減します。
- 自然採光や太陽光発電設備を設置し、ライフサイクルコストを低減します。



# 意匠計画

## 1-02 全体配置図





# 意匠計画

## 1-03 敷地概要

|        |  |
|--------|--|
| 建物位置   | 三重県桑名市大字星川字堂ヶ峰2239番1の一部<br>星見ヶ丘一丁目101番の一部、松ノ木四丁目7番87の一部        |
| 敷地面積   | 9427.86㎡   |
| 用途地域   | 都市計画区域内、第1種低層住居専用地域  |
| 防火指定   | 防火指定なし、法第22条区域   |
| その他条例等 | 桑名市景観条例、開発許可申請、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例、<br>エネルギーの仕様の合理化等に関する法律 |
| 許容建蔽率  | 50%  |
| 許容容積率  | 80%  |
| 高さ制限   | あり(10m)  |
| 日影規制   | あり(4H/2.5H-1.5m)   |
| 道路斜線規制 | 1.25/1   |
| 隣地斜線規制 | なし   |
| 北側斜線規制 | 5+1.25/1   |
| 前面道路   | 西側16m  |
| 案内図    | S: 1/2500  |



## 1-04 建物概要

|      |   |
|------|---|
| 建物用途 | 児童福祉施設等(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、駐輪場、ポンプ室) |
| 構造   | 鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)、駐輪場:アルミ造、ポンプ室:鉄骨造    |
| 階数   | 多世代共生型施設棟:地上2階、地下1階                     |
|      | 駐輪場棟:地上1階<br>ポンプ室棟:地上1階                 |
| 最高高さ | 9.801m                                  |
| 駐車台数 | 128台(一般:69台、従業員:59台)                    |
| 建築面積 | 3443.11㎡(多世代共生型施設棟、駐輪場棟、ポンプ室棟の合計)       |
| 延床面積 | 5798.52㎡(多世代共生型施設棟、駐輪場棟、ポンプ室棟の合計)       |
| 建蔽率  | 36.52%                                  |
| 容積率  | 61.50%                                  |

## 1-05 面積表

(単位:㎡)

|      | 多世代共生型施設棟 |          |        |          |        |             |        |        | 駐輪場棟  | ポンプ室棟    |
|------|-----------|----------|--------|----------|--------|-------------|--------|--------|-------|----------|
|      | すまいのエリア   |          |        | かよいのエリア  |        |             |        | 共用     |       |          |
|      | 養護老人ホーム   | 母子生活支援施設 | すまい共用  | 生活介護事業所等 | 保育所    | 児童発達支援センター等 | かよい共用  | 外部庇    |       |          |
| 2 F  | 682.27    | 636.77   |        |          |        | 870.00      |        |        |       |          |
| 1 F  | 1005.69   | 95.29    | 213.90 | 333.57   | 720.57 | 31.11       | 505.98 | 324.77 | 23.63 | 26.00    |
| B1   | 328.97    |          |        |          |        |             |        |        |       |          |
| 小計   | 2,016.93  | 732.06   | 213.90 | 333.57   | 720.57 | 901.11      | 505.98 | 324.77 | 23.63 | 26.00    |
| エリア計 | 2,962.89  |          |        | 2,461.23 |        |             |        | 324.77 | 23.63 | 26.00    |
| 建物計  | 5,748.89  |          |        |          |        |             |        |        | 23.63 | 26.00    |
| 合計   |           |          |        |          |        |             |        |        |       | 5,798.52 |

# 意匠計画

## 1-06 各エリアの概要

### かよいのエリア

#### 児童発達支援センター

児童発達支援センターは、「かよいのエリア」2階に、療育室を4室、理学療法室と作業療法室を各2室、言語療法室を5室のほか、多目的に利用できる部屋も配置する等、多様な障がい児ニーズに対応可能なものとします。

#### 特定相談支援事業所及び障害児者相談支援事業所

特定相談支援事業所及び障害児者相談支援事業所は、「かよいのエリア」1階の共用事務室を拠点に、相談室、会議室は児童発達支援センター、生活介護事業所と共用します。

#### 生活介護事業所

生活介護事業所は、「かよいのエリア」1階南側に、小上がりスペースを含んだ訓練室と静養室を一体で配置します。心身状態が多様な利用者が、リハビリや食事、レクリエーションの際に密接することがないようスペースを確保しています。

また、利用者が、保育所や児童発達支援センター、養護老人ホームなど、子どもたちや高齢者等と交流を図りやすいよう共有のスペースを確保しています。

#### 保育所

保育室は、「かよいのエリア」1階東側に、保育室を3室のほか、遊戯室、ほふく室、乳児室を各1室配置します。

また、風除室及び下足場所を児童発達支援センターと共用とします。この趣旨は、コンセプトである「つながり」をハード面から体現するものとして、障がいの有無に関わらず子どもたちが自然な形で交わりあうことで、インクルーシブ保育(※)を追求するものです。

### すまいのエリア

#### 養護老人ホーム

養護老人ホームは、「すまいのエリア」全体に入所者のプライバシーに配慮した個室対応の居室を全50室、入所者間の交流、生活意欲向上を目的としたクラブ活動やレクリエーションの場として利用できる集会室（食堂兼用）及び多目的ホール、様々な生活様式やニーズに対応出来る個別浴室3室と一般浴室1室などを配置します。

また、集会室、多目的ホールと屋外に配置する花壇は、養護老人ホーム関係者だけでなく、子ども、障がい者、地域住民等との交流の場として活用します。

その他、建物内の段差をなるべく少なくすることや、廊下幅を十分に確保すること、居室など暮らしの場所をゾーニングで明確にして分かりやすくすることなど、誰もが安全安心に暮らすことが出来る空間を作ります。

#### 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、「すまいのエリア」の南側に、居室を10室、学習室、集会室、子育て短期利用居室を各1室設置します。

居室面積は、全室1室あたり30㎡程度で、全室浴室・トイレ付の個室とすることで、居住環境の向上を図ります。

さらに、DV被害者などの利用が想定されることから、セキュリティを徹底するため、独自の警備システム導入や、居室は全て防犯性の高い2階に設置するとともに、出入口には事務室を併設し、職員が行動把握を徹底する等、安心安全の確保に努めます。

\*「インクルーシブ保育」とは、障がい児と同年齢の健常児を分け隔てなく同じ空間で一緒に保育を行うことにより、共に育ちあう取り組み。健常児が幼児の頃から障がい児と一緒に遊んで生活することによって、自然に障がいに対する理解を深めていき、障がい児は健常児から様々な刺激を受けて成長し、社会性を身に付ける等の効果があります。



# 意匠計画

## 1-07 外観パース①





# 意匠計画

## 1-07 外観パース②



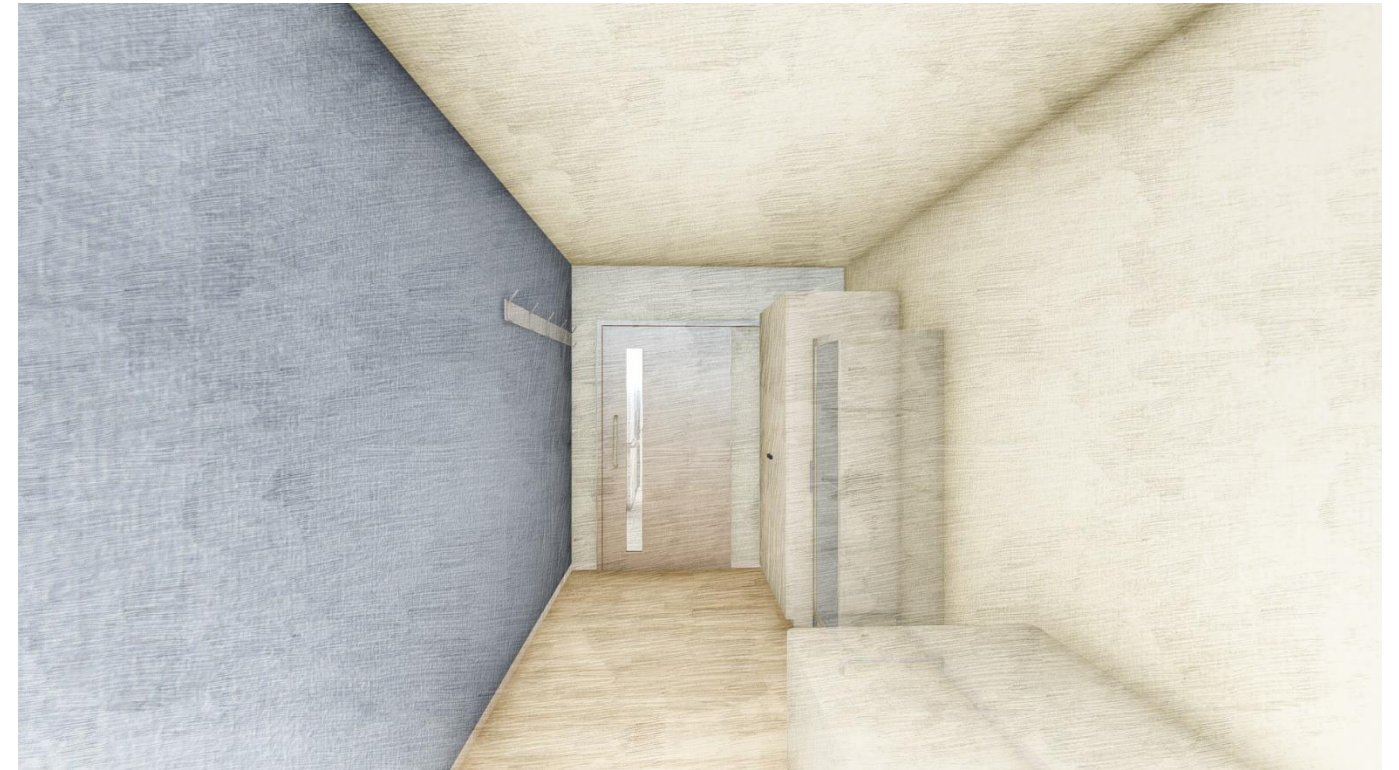


# 意匠計画

## 1-08 内観パース① ～すまいのエリア～



養護：食堂・集会室



養護：居室



母子 1Fホール

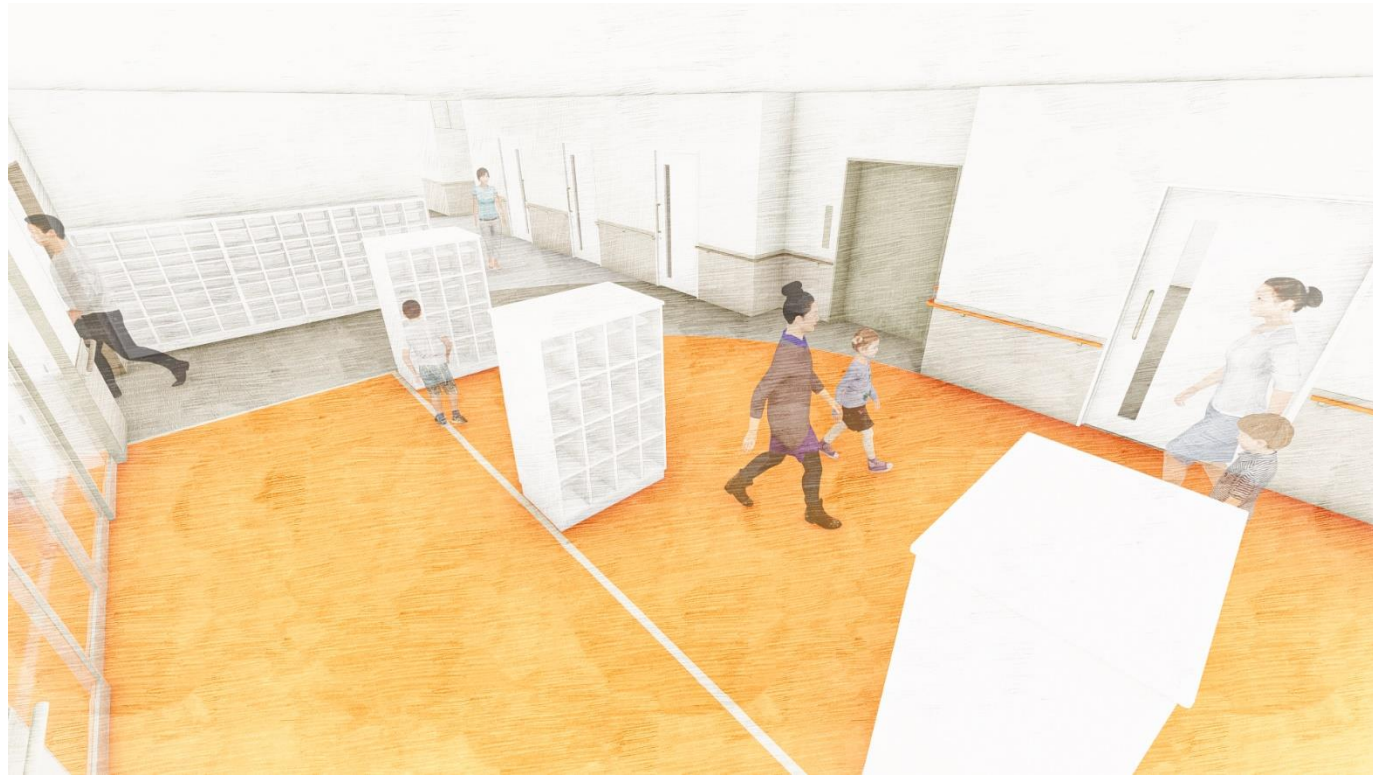


母子 洋室



# 意匠計画

## 1-08 内観パース② ～かよいのエリア～



玄関ホール



生活介護 訓練室・静養室



共用事務室



保育 遊戯室